みなと医療生協「九条の会」会員をつなぐ・・・　2006年5月9日(火)発行　Vol. 11

憲法9条ねっと

ホームページアドレス:http//www.mc.ccnw.ne.jp/kyujou/
発行者:みなと医療生協「九条の会」事務局　連絡先:熱田区六番2丁目7-19 大川浩正方(FAX)651－6309

憲法改正のための「国民投票法案」はいらない!

九条をまもる運動はいよいよ正念場

憲法九条があってアメリカの軍事攻撃を止める。これこそが、本当の国際貢献です」
愛敬　浩二先生

「憲法九条と国民投票法案」学習会に参加して

4月18日、レインボーセンター7階において 憲法九条と国民投票法案」学習会が開催されました。参加は、地域の組合員さん 職員あわせて約120名でした。

みなと医療生協九条の会の活動報告 昨年よりパワーアップしたすばらしい歌声 の医局合唱団に続き、名古屋大学院教授の愛敬浩二先生に講演していただきました。憲法改正をねらう政党間のかけひきや 海外での武力行使を可能にすること」が憲法改正の最大の目的であること、憲法を改正しやすいような道筋をつくろうとしていることなど明快な言葉でわかりやすく話していただきました。非常にわかりやすかった」、憲法とくに九条を守っていくことの大切さを実感した」などの感想がありました。市民社会の側からの運動の意義についても話していただき、改めて九条を守る運動をより発展させていくことの大切さを実感しました。

今後九条の会では、6月25日(日)、京都　立命館平和ミュージアム見学と観光」ツアーを企画しています。多くの方と 平和について」考える機会としていきたと思っていますので、ぜひ、ご参加ください。申し込みについてなど、今後ご案内しますので、よろしくお願いします。

みなと医療生協「九条の会」
事務局　堀場勝義

○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○

参加者の感想を紹介します

▼法九条の改悪の問題と国民投票法案との関連が良く理解できました　▼とても大切な問題について学ぶ事ができて良かったです。知らない、難しい事と思っていましたが、おもしろく説明していただき良かったです。　▼なんて恐ろしい事が起きようとしているんでしょう。もっと多くの人に知らせたい、知ってほしいと思います。　▼憲法九条を守る運動が国際的な平和貢献になるということに確信をもって運動を広げたいと思いました。　▼国民投票法案のおそるべき実態が良く分かり本当になんとかしなければと思いました。

＜解説＞

憲法改正発議に必要な国民投票法

憲法 96 条は「この憲法の改正は、各議院の総議員の2/3以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案しその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする」と定めています。

憲法の「改正」には、国会の発議は行われ、改憲案について国民投票を行い、過半数の賛成を得ることが手続きとして必要です。

現在、憲法改正のための国民投票法案は制定されていません。しかし、憲法改悪を求める勢力(自民・公明・民主・財界など)は、憲法九条を改悪し、「戦争する国づくり」を急ぐために、現在、おこなわれている「通常国会」に「国民投票法案」の提出をねらっています。

周りに語り広げよう